

掛川市条例第25号

掛川市生涯学習センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

掛川市長

(別紙)

掛川市生涯学習センター条例等の一部を改正する条例

(掛川市生涯学習センター条例の一部改正)

第1条 掛川市生涯学習センター条例(平成17年掛川市条例第157号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 センターの開館時間及び休館日は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>(センターの管理)</p> <p>第4条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関し<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 センターの開館時間及び休館日は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(センターの管理)</p> <p>第4条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関し<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p>

<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他<u>教育委員会規則</u>で定める書類を添付して<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他<u>教育委員会</u>の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他<u>規則</u>で定める書類を添付して<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他<u>市長</u>の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
--	---

(掛川市美感ホール条例の一部改正)

第2条 掛川市美感ホール条例（平成17年掛川市条例第158号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 ホールの開館時間及び休館日は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>(ホールの管理)</p> <p>第4条 ホールの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行うホールの管理の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 ホールの開館時間及び休館日は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(ホールの管理)</p> <p>第4条 ホールの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行うホールの管理の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、ホールの運営 <u>に<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</u> (利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内 において、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得 て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>が 定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免 除することができる。</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただ し、指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>が定 める基準に従い、その全部又は一部を還付す ることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第11条 指定管理者の指定を受けようとするもの は、申請書に事業計画書その他<u>教育委員会規則</u> で定める書類を添付して<u>教育委員会</u>に提出しな ければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請があつ たときは、次に掲げる基準に最も適合してい ると認める団体を指定管理者として指定するもの とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条 例に基づく規則その他<u>教育委員会</u>の定めるところ に従い、ホールの管理を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教 育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、ホールの運営 <u>に<u>市長</u>が必要と認める業務</u> (利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内 において、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、指定 管理者が定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>が定める 基準に従い、利用料金を減額し、又は免除す ることができる。</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただ し、指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>が定める基 準に従い、その全部又は一部を還付す ることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第11条 指定管理者の指定を受けようとするもの は、申請書に事業計画書その他<u>規則</u>で定める書 類を添付して<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による申請があつたとき は、次に掲げる基準に最も適合していると認め る団体を指定管理者として指定するものとし る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条 例に基づく規則その他<u>市長</u>の定めるところに 従い、ホールの管理を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規 則</u>で定める。</p>
---	--

(掛川市文化会館シオーネ条例の一部改正)

第3条 掛川市文化会館シオーネ条例(平成17年掛川市条例第160号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分

に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 シオーネの開館時間及び休館日は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>(シオーネの管理)</p> <p>第4条 シオーネの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行うシオーネの管理の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、シオーネの運営に関し<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他<u>教育委員会規則</u>で定める書類を添付して<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 シオーネの開館時間及び休館日は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(シオーネの管理)</p> <p>第4条 シオーネの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行うシオーネの管理の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、シオーネの運営に関し<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他<u>規則</u>で定める書類を添付して<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。</p>

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第13条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他<u>教育委員会</u>の定めるところに従い、シオーネの管理を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第13条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他<u>市長</u>の定めるところに従い、シオーネの管理を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
---	---

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。